

独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、特別手当の額を100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができることとしている。
 (役員報酬規則第7条第3項)
 また、業績等に応じて本給の号俸を決定することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 (特別手当の各期の支給割合を国家公務員に準じて変更
 ・6月期 1.45月→1.40月 ・12月期 1.50月→1.55月 (年間支給割合は変更なし)

理事 (特別手当の各期の支給割合を国家公務員に準じて変更
 ・6月期 1.45月→1.40月 ・12月期 1.50月→1.55月 (年間支給割合は変更なし)

監事 (特別手当の各期の支給割合を国家公務員に準じて変更
 ・6月期 1.45月→1.40月 ・12月期 1.50月→1.55月 (年間支給割合は変更なし)

監事(非常勤) (改定なし)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 8,856	千円 5,646	千円 2,194	千円 1,016 (特別地域手当) 0 (通勤手当)		9月30日	
法人の長	千円 7,613	千円 5,646	千円 728	千円 1,016 (特別地域手当) 223 (通勤手当)	10月1日		
A理事	千円 14,925	千円 9,360	千円 3,833	千円 1,684 (特別地域手当) 48 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,985	千円 9,360	千円 3,833	千円 1,684 (特別地域手当) 108 (通勤手当)			※
C理事	千円 6,509	千円 3,900	千円 1,819	千円 702 (特別地域手当) 88 (通勤手当)		8月31日	◇
D理事	千円 8,519	千円 5,460	千円 2,014	千円 982 (特別地域手当) 63 (通勤手当)	9月1日		◇
E理事	千円 7,392	千円 4,680	千円 1,819	千円 842 (特別地域手当) 51 (通勤手当)		9月30日	◇
F理事	千円 7,643	千円 4,680	千円 2,014	千円 842 (特別地域手当) 107 (通勤手当)	10月1日		◇

A監事	千円 6,687	千円 4,230	千円 1,644	千円 761 (特別地域手当) 52 (通勤手当)		9月30日	
B監事	千円 5,612	千円 4,230	千円 546	千円 761 (特別地域手当) 75 (通勤手当)	10月1日		
C監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 (特別地域手当) 0 (通勤手当)			

注1:「特別地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:前職欄の記号は、以下であることを示す。

「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	4,516	4 0	平成23年9月30日	—	文部科学省独立行政法人評価委員会における業績勘案率が未決定のため、業績勘案率0.8として暫定支給した。	
理事					該当者なし	
監事	1,692	2 0	平成23年9月30日	—	文部科学省独立行政法人評価委員会における業績勘案率が未決定のため、業績勘案率0.8として暫定支給した。	

注1:「摘要」欄は、退職手当支給額の決定に至った事由等を示す。

注2:前職欄の記号は、以下であることを示す。

「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 301	歳 43.3	千円 7,256	千円 5,467	千円 199	千円 1,789
事務・技術	人 279	歳 43.1	千円 7,116	千円 5,360	千円 197	千円 1,756
研究職種	人 18	歳 44.3	千円 8,197	千円 6,153	千円 238	千円 2,044
その他医療職種 (医師(研究員))	人 4	歳 52.5	千円 12,802	千円 9,872	千円 179	千円 2,930

再任用職員	人 1	歳 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略
事務・技術	人 1	歳 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略

非常勤職員	人 151	歳 33.4	千円 4,624	千円 3,595	千円 158	千円 1,029
事務・技術	人 80	歳 30.0	千円 4,004	千円 3,116	千円 178	千円 888
研究職種	人 25	歳 33.4	千円 5,450	千円 4,219	千円 129	千円 1,231
その他医療職種 (医師(研究員))	人 2	歳 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 省略
その他委託費等 雇用職員	人 44	歳 33.5	千円 4,994	千円 3,875	千円 141	千円 1,119

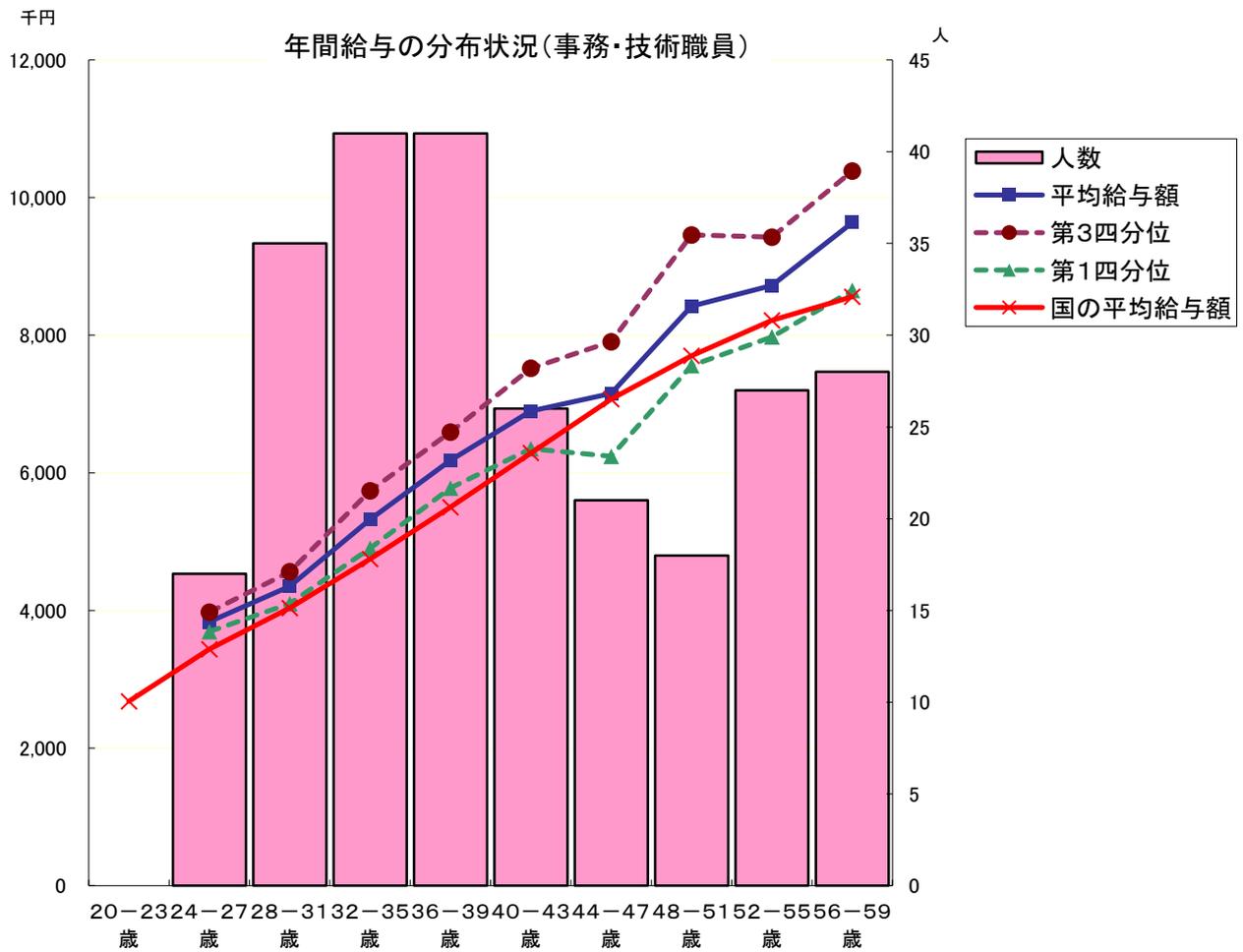
注1: 在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため表を省略する。

注2: 常勤職員、再任用職員及び非常勤職員の表中、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)、再任用職員の研究職種については、該当者がいないため欄を省略する。

注3: 再任用職員は該当者1名、非常勤職員のその他医療職種(医師(研究員))は該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以降の事項については、記載を省略する。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

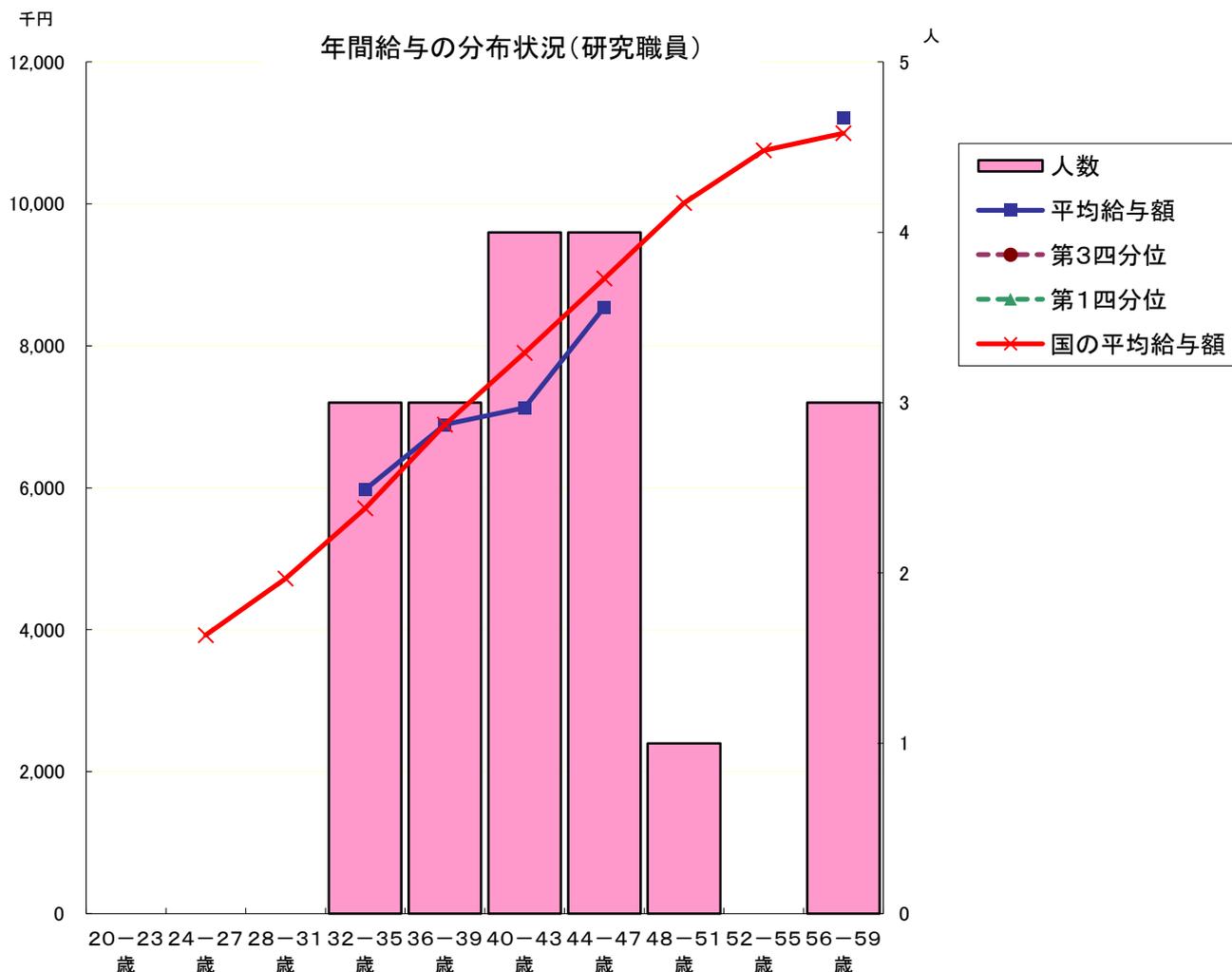


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	12	59.4	10,954	11,535	12,068		
本部課長	24	53.8	9,598	9,855	10,385		
本部係長	51	41.6	6,125	6,697	6,865		
本部係員	15	26.8	3,706	3,897	4,052		

(研究職員)



- 注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:各年齢とも該当者が4名以下であるため、第1・第3分位は表示していない。
 注3:48～51歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	1	省略	—	省略	—
本部課長	4	52.8	—	10,297	—
主任研究員	2	省略	—	省略	—
研究員	11	39.7	6,305	6,720	7,106

- 注1:本部課長は、本部課長相当職である「副主任研究員」であり、主任研究員は、主任研究員相当職である「先任研究員」である。
 注2:研究部長、本部課長及び主任研究員の該当者は4名以下であるため、第1・第3分位の記載は行わない。
 注3:研究部長及び主任研究員の各該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額の記載は行わない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10等級	9等級	8等級	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
標準的な職位		センター長	部長	副部長	課長	課長	課長補佐	課長補佐・係長	係長・主任	主任	係員
人員 (割合)	人 279	人 1 (0.4%)	人 7 (2.5%)	人 6 (2.2%)	人 12 (4.3%)	人 29 (10.4%)	人 17 (6.1%)	人 56 (20.1%)	人 67 (24.0%)	人 65 (23.3%)	人 19 (6.8%)
年齢(最高～最低)		省略	62～52	61～57	62～56	62～41	62～38	61～38	51～34	36～27	30～24
所定内給与年額(最高～最低)		千円 省略	千円 8,739 ～ 7,991	千円 8,489 ～ 7,055	千円 8,107 ～ 6,622	千円 7,889 ～ 5,564	千円 7,191 ～ 5,099	千円 6,746 ～ 4,728	千円 5,302 ～ 3,832	千円 4,728 ～ 2,733	千円 3,350 ～ 2,729
年間給与額(最高～最低)		千円 省略	千円 12,169 ～ 11,198	千円 11,347 ～ 9,660	千円 11,043 ～ 9,017	千円 10,652 ～ 7,470	千円 9,544 ～ 6,814	千円 8,957 ～ 6,333	千円 7,076 ～ 5,105	千円 6,134 ～ 3,605	千円 4,327 ～ 3,608

注:10等級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については、記載を省略する。

(研究職員)

区分	計	10等級	9等級	8等級	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
標準的な職位		センター長	研究部長	主任 研究員	副主任 研究員	副主任 研究員	先任研究員	先任研究員 ・研究員	研究員・ 準研究員	準研究員	係員
人員 (割合)	人 18	人 0	人 1 (5.6%)	人 0	人 2 (11.1%)	人 2 (11.1%)	人 1 (5.6%)	人 7 (38.9%)	人 5 (27.8%)	人 0	人 0
年齢(最高～最低)		—	省略	—	省略	省略	省略	47～37	41～33	—	—
所定内給与年額(最高～最低)		千円 —	千円 省略	千円 —	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 5,882 ～ 5,033	千円 5,095 ～ 4,209	千円 —	千円 —
年間給与額(最高～最低)		千円 —	千円 省略	千円 —	千円 省略	千円 省略	千円 省略	千円 7,846 ～ 6,722	千円 6,789 ～ 5,668	千円 —	千円 —

注:5等級、6等級、7等級及び9等級の各該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については、記載を省略する。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 57.4	% 56.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 42.6	% 44.0
	最高～最低	(51.7～32.8)	(45.2～33.7)	(46.9～33.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	(40.5～32.2)	(37.8～29.8)	(37.7～31.6)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.1	% 57.3	% 55.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.9	% 42.7	% 44.7
	最高～最低	(48.6～44.7)	(45.2～41.3)	(46.9～43.0)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	(40.5～32.6)	(37.8～30.1)	(36.3～31.3)

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

109.4

対他法人(事務・技術職員)

103.7

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

96.6

対他法人(研究職員)

95.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 109.4	
	参考	地域勘案 100.6 学歴勘案 108.2 地域・学歴勘案 100.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①当センターの99%以上の職員の勤務地は、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分の1級地から5級地に該当し、最も地域手当の支給割合が高い1級地（東京都特別区）に在勤する職員の割合は、国家公務員が29%に対して当センターは74%となっており、地域手当の支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高い。</p> <p>②当センター職員の大学卒以上の割合は75%となっており、国家公務員の53%を上回る割合である。</p> <p>③当センターは国家公務員と比較して職員宿舎が少ないため、住居手当を受給する職員割合が23%となっており、国家公務員の15%を上回っている。</p> <p>※国家公務員の割合は、平成23年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表(一)の適用を受ける者を対象として算出している。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域手当の支給割合が高い地域に勤務する職員が74%と、国家公務員より45ポイント高いこと等により、比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 10.1% (国からの財政支出額 11,287,133,000円、支出予算の総額 111,960,099,000円：平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出に係る人件費については、運営費交付金の算定ルールに基づき算定され、削減してきている。国から財政支出を受けている状況を踏まえ、給与水準について、国家公務員を含めた社会一般の情勢に適合したものとなるよう、引き続き適切な対応を行うこととする。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当なし</p>	
講ずる措置	<p>【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案:109程度 地域・学歴勘案:100.0以下</p> <p>平成24年度の給与水準については、地域・学歴を勘案した指数が100以下の水準となることを目標として、社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告等に伴う国家公務員の給与改定を参考として、必要な措置を講じていくこととする。</p> <p>【その他補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出総額に占める報酬等支給総額の割合 2.0% (支出総額 131,302,337,540円、給与、報酬等支給総額 2,623,873,915円) ・管理職割合の状況 18.9% 管理職の割合については、組織・業務体制の見直し等を実施する中で、適正なポストの配置を行っている。 なお、管理職員数は組織見直しに伴い廃止した部署もあるが、スポーツ基本法、スポーツ基本計画等に求められる役割に対応するため新設した部署もあることから、前年度に比較して1.1%増となった。 ・大卒以上の高学歴者の割合 75.0% 	

○研究職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 96.6						
	参考	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="632 304 791 338">地域勘案</td> <td data-bbox="791 304 1332 338">93.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 338 791 371">学歴勘案</td> <td data-bbox="791 338 1332 371">96.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 371 1332 405">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="791 371 1332 405">93.0</td> </tr> </table>	地域勘案	93.4	学歴勘案	96.0	地域・学歴勘案
地域勘案	93.4						
学歴勘案	96.0						
地域・学歴勘案	93.0						
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>該当なし</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 10.1% (国からの財政支出額 11,287,133,000円、支出予算の総額 111,960,099,000円：平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員指数については、地域・学歴勘案で93.0であり、適正な水準に達しているものと考えているが、事務・技術職員における対国家公務員指数(地域・学歴勘案で100.3)とのバランスを考慮することも引き続き必要と考えている。</p>						
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当なし</p>						
講ずる措置	該当なし						

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等 支給総額 (A)	2,623,873	2,685,731	△ 61,858	(△2.3)	△ 34,622	(△1.3)
退職手当支給 額 (B)	304,808	464,260	△ 159,452	(△34.3)	△ 98,930	(△32.4)
非常勤役職員 等給与 (C)	1,227,362	1,121,704	105,658	(9.4)	474,200	(38.6)
福利厚生費 (D)	713,247	698,347	14,900	(2.1)	129,240	(18.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,869,291	4,970,042	△ 100,751	(△2.0)	469,889	(9.6)

注:財務諸表附属明細書に記載する「役員及び職員の給与明細」との相違について
非常勤役職員等給与(C)について、財務諸表では非常勤職員の謝金は含めていないため金額が一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額：定年退職者と新規採用者の給与格差等により、対前年度比2.3%減となった。
退職手当支給額：退職者数の減により、対前年度比34.3%減となった。
非常勤役職員等給与・福利厚生費：文部科学省委託事業チーム「ニッポン」マルチサポート事業の受託、ロンドンオリンピックに向けた事業拡充等による非常勤職員数の増、法定福利費の料率改定等により、対前年度比が増となった。
最広義人件費：非常勤役職員等給与は増となったものの、退職手当支給額及び給与、報酬等支給総額の減により、対前年度比2.0%減となった。
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
平成18年度からの5年間で5%以上削減し、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。
ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
平成18年度からの5年間で5%以上削減し、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。
役職員の給与構造に関し、平成18年度から国家公務員の給与構造改革を参考に見直しを実施。
iii) 上記ii)の進ちょく状況

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等 支給総額 (千円)	2,969,565	2,840,324	2,743,508	2,658,495	2,670,727	2,661,329	2,599,372
人件費削減率 (%)		△ 4.4	△ 7.6	△ 10.5	△ 10.1	△ 10.4	△ 12.5
人件費削減率 (補正值)(%)		△ 4.4	△ 8.3	△ 11.2	△ 8.4	△ 7.2	△ 9.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

注2:(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では△9.0%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△9.3%という数値となる。

注3:平成21・22・23年度の「給与、報酬等支給総額」は、平成21年4月に文部科学省から移管された国立登山研修所に係る人件費を、総人件費改革の削減対象人件費から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」の金額と異なる。

(平成21年度:24,299千円、平成22年度:24,402千円、平成23年度:24,501千円)

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

IV 法人が必要と認める事項

【国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に関する状況】

①役員

・平成24年4月から実施

②職員

・労使交渉中